

日医発第 1805 号（地域）
令和 6 年 1 月 1 5 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 細川 秀一

（日本医師会災害対策本部 JMAT 本部長）

（公印省略）

「令和 6 年能登半島地震災害における日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣について」
よくあるご質問と回答について（その 1）

今般の令和 6 年能登半島地震における JMAT 派遣につきましては、全国の都道府県医師会より多大なるご協力をいただき心より感謝申し上げます。

JMAT の派遣に関しては、これまで令和 6 年 1 月 8 日付日医発第 1758 号等にて、ご連絡を差し上げているところです。

今般、当該文書についてご照会が多い内容を Q&A の形でまとめさせていただきました。

つきましては、ご確認の上、引き続き貴会において JMAT の編成につき、ご高配賜りますようお願いいたします。



「令和6年能登半島地震災害における日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣について」
（令和6年1月8日付日医発第1758号）
よくあるご質問と回答（その1）

※別紙1は、従前の七尾市、志賀町（富来地域）、穴水町等への派遣に適用するものです

（1）活動期間について

Q1：「被災地域で石川県までの移動時間を除いて被災地では3日間の活動ができる準備を」とありますが、3日間の活動は必須でしょうか。

A1：「派遣期間がそれ（3日間）よりも短い場合」は、所属する医師会（もしくは調整本部・支部）で次に派遣されるJMATと円滑な申し送りをしてください。今後、派遣登録数が充実した場合、他チームとの調整の上、派遣についてご判断させていただくことがあります。その点はご了承下さい。

（2）活動体制について

Q2：石川県JMAT調整本部（石川県庁内）でのチェックインが求められていますが、被災地へのルート上、金沢市の同本部に行くことに時間を要する場合、直接支部に入ることで差支えないでしょうか。

A2：その場合であっても、支部でのチェックインは行ってください。そして、必ず事前に直接支部に入る旨を、石川県JMAT調整本部（電話番号は文末に記載）にご連絡下さい。また、支部にチェックインした日時、チェックアウトした日時を必ず本部に報告して下さい。本部では、道路状況、災害処方箋等の資料もお渡しします。

Q3：「極力、事故等に備えて衛星電話を携行して下さい」とありますが、衛星電話の携行は必須でしょうか。

A3：「極力」としている通り、できる限りにてお願いします。安全性のため、可能な範囲で複数の連絡手段をご検討下さい。併せて夜間走行を避けるなど事故の防止に努めてください。

Q4：大雪等による天候の悪化により、移動や活動が困難な場合は、その日の活動は中止となるのでしょうか。

A4：JMATの安全性確保のため、現地の状況に応じて、その日の活動を中止とさせていただく場合がございますので、予めご了承下さい。

(3) 宿泊について

Q5：宿泊先が確保できないのですがどうしたらよいでしょうか。

A5：鋭意、確保に努めておりますが、依然、被災地内の宿泊施設の予約は厳しい状況です。水などのインフラが通じていない、大部屋での宿泊など、一般的な宿泊先としては条件が厳しいことを了解の上で、紹介できるケースもございますのでご相談下さい。

(4) 通行について

Q6：「極力、地元の警察署で緊急通行車両確認証明書を発行し」とありますが、現在の被災地では必須でしょうか。

A6：令和6年1月8日付日医発第1758号の別紙1「医療救護活動証明書」があれば必須ではない状況です。今後状況が変わりましたら、速やかにご連絡申し上げます。また、「医療救護活動証明書」と併せて「医師資格証」の携帯を重ねてお願いいたします。

医師資格証については、1月13日時点の情報としてご承知置きいただきたいのですが、今回の災害対応のため、現在、医師資格証を最短1週間で迅速発行できるスキーム及び、JMATに参加する非会員には無料で発行することを調整中です。

石川県 JMAT 調整本部 本部長

緊急連絡先 携帯1：080-7647-9319 携帯2：070-2140-9239

メールアドレス： jmat-noto_1@office.med.or.jp